

年金だより



老後の生活設計は大丈夫ですか

最近、無年金者という言葉をしばしば耳にすることがあります。この無年金者の救済対策について論議がかわされたのを御記憶の方も多いと思います。

年金に対する関心が強まるにつれ、年金を受けられない者についてのことが、大きくクローズアップされることは当然でしょう。

◎加入が第一条件

昭和三十六年に国民年金制度が発足し、それまで年金制度から取り残されていた自営業者等にも年金による老後の保障が講ぜられ制度的には国民皆年金制が整いました。

しかし、現在でも国民年金に加入しなければならないにもかかわらず、加入していない人が多数いることも事実です。毎年の加入勧奨にもかかわらず、加入手続きをしない、これらの人々は、自分自身で年金の権利を放棄しているのではないのでしょうか。年をとってからは遅すぎます。

◎三十五歳は要注意

国民年金は、六十歳までの加入期間の中で、二十五年間保険料を納めてあることが必要です。(昭和五年以前に生まれた者は期間短縮されます。)

三十五才までに加入しなかったり、または加入していても保険料を全く納めていない人は、三十五才以降、六十歳までの全期間について保険料を納めない限り、老齢年金を受けることは絶対に出来なくなります。二十五年間保険料を納めない、無年金者になるのです。

◎年金はあなた自身のもの

人間は、必ず年をとります。これは、いかなる人もさげられない

ことです。そして、年をとるにつれ、老齢になってからの生活をどうするかについて真剣に考えるようになるものです。

そして、この老後の生活設計には、年金が中心になってきつつあります。多くの人達、それも隣近所の人が年金を受けているのに、自分だけが受けられないとなった

もう一度考えて 年金繰り上げ請求

◎年金額が半分

みなさんは、国民年金の繰り上げ支給を御存じですか……?。国民年金の老齢年金は通常六十五才より支給されますが、受給者の希望により、六十才から六十五才までの間に、繰り上げて老齢年金を受けられるという制度です。

しかし、ちょっと待ってください。六十五才より五才も早く受給できるということは、当然何らかの規則があると考えるべきでしょう。国民年金にも例外なく規制があります。なんと、六十才より支給を受けると通常の六十五才で受給するより四十二%も減額されます。これは、通常年金額の約半額ということ。それに六十才になったからといって残額措置が解かれるということはありません。六十才より老齢年金を受け始めたら、終生四十二%減額され

ら、これほど寂しいことはないのではないのでしょうか。年金は誰のものでもありません。あなた自身のものです。保険料を自分から進んで納め、無年金者の悲哀を味うことのないよう、あなたの年金を今一度見直しましょう。

◎百二十七万も損……?

日本人の平均寿命は、年々延びておりますが五十一年度の平均寿命は、男性が十七・五九才つまり六十才であった男性は、七十七・五九才まで年金を受けられるということ。女性は二十・九五才です。女性から八十・九五才まで年金を受けられるということ。下表は、五十二年度の平均寿命が前年と変わらなかったと仮定し作成したものです。

女性の受給者を見ますと、六十才から八十一才まで老齢年金を受けますと、なんと五三二万円もの年金が受けられることになりました。しかし六十才から受給いたしますと、四〇五万円……皆さんはこの金額を見てどのように感じますか……?そうです五年間早く年金を受け始めると、最終的には

(16年完納の場合)

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給率	58%	65%	72%	80%	89%	100%
年金額	192,600円	215,900円	239,100円	265,700円	295,600円	332,100円
男	受給年数	17年8か月	16年8か月	15年8か月	14年8か月	12年8か月
	受給総額	3,402,600円	3,598,332円	3,745,900円	3,896,932円	4,039,866円
女	受給年数	21年	20年	19年	18年	16年
	受給総額	4,044,600円	4,318,000円	4,542,900円	4,782,600円	5,025,200円

一二七万円も損をするわけです。それに物価スライド制により、年金が毎年引き上げられていますから、ますます差額は大きくなります。

年金の繰り上げ支給を受けようとしてるあなたも一度よく考えてみましょう。

